

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付要綱

5 福祉障企第1135号

令和6年2月16日

(目的)

第1 この要綱は、障害者芸術活動基盤整備事業実施要綱（平成30年4月25日付30福
保障計第206号。以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉法人その他の法人格を
もつ団体が実施する障害者芸術活動基盤整備事業に対し、予算の範囲内において、その事
業に要する経費の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に
に基づき、社会福祉法人その他の法人格を持つ団体（以下「実施団体」という。）が行う事業
とする。

なお、次に掲げる団体に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象とはしな
い。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」と
いう。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに
暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をい
う。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第3 この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち別表に定めるものとす
る。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と、対象経費の実支出額と総事業費
から寄附金その他の収入を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記
第2号様式）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うも
のとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第6 知事は、第5の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すると決
定したときは、補助金交付決定書（別記第3号様式）により、通知する。

- 2 知事は、必要と認めた場合には、実施団体が第2（1）又は（2）に規定する団体である
か否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 3 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助
金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をす
ることができる。

4 この補助金は、交付決定後、実施団体からの請求に基づき、概算払により支払う。

(申請の撤回)

第7 実施団体は、第6の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8 この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事はこの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 前項により知事が、補助金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

(補助金の請求)

第9 実施団体は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第10 実施団体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。ただし、（1）に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第11 実施団体は、第10の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第12 知事は、第11の申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第6号様式）を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書（別記第7号様式）によりその旨通知する。

(状況報告)

第13 知事は、必要があると認めるときは、実施団体に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、実施団体は、その理由、遂行の見通し等を書面により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第14 知事は、第13の規定による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、実施団体に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 実施団体が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第15 補助事業は、令和7年3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告等)

第16 実施団体は、補助事業終了後速やかに実績報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めたときは、別に定めるところにより報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第17 知事は、第16の規定による実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第9号様式）により、実施団体に対し通知する。

(精算書の提出)

第18 実施団体は、第17の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19 知事は、第18の規定による審査、必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、実施団体に対し、当該補助事業につき、是正のための措置を採るべきことを命ずるものとする。

(決定の取消し)

第20 知事は、補助金の交付決定を受けた実施団体が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 実施団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第17の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第 21 知事は、第 20 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 17 により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 22 実施団体は、第 20 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 23 実施団体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 24 第 22 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、実施団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第 23 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 25 実施団体が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 26 実施団体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第27 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第28 実施団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(その他)

第29 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるものほか、補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

補助基準額	対象経費
<p>ア 対象分野全般の支援を行う場合 1団体当たり 9,000千円</p> <p>イ 対象分野のいずれかに対する支援を重点的に行う場合 1団体当たり 最大4,500千円 (2団体まで)</p>	障害者芸術活動基盤整備事業を実施するためには必要な経費のうち、事務費及び事業費

別記第1号様式（第5関係）

番 号

年 月 日

東京都知事 殿

住所

法人名

代表者職・氏名

印

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付申請書

標記補助金について、補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金所要額調書 (別紙1)
- (2) 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金所要額内訳書 (別紙2)
- (3) 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業実施計画書 (別紙3)
- (4) 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業収支予算書 (別紙4)
- (5) 役員名簿、定款、印鑑証明書

別記第3号様式（第6関係）

番 号

住所

法人名

年 月 日付 第 号で申請のあった令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金については、下記のとおり交付する。

年 月 日

東京都知事

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助事業の内容等

3 補助条件

4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

別記第4号様式（第9関係）

番号
年月日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者職・氏名
電話番号

請求書

年月日付 第号で交付決定を受けた令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求額 交付決定額
金 円 (円)

事務担当者所属
職・氏名
電話番号

別記第5号様式（第11関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者職・氏名 印

変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

別記第6号様式（第12関係）

番 号
年 月 日

宛

東京都知事

変更承認書

年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金については、下記のとおり変更を承認します。

記

別記第7号様式（第12関係）

番 号
年 月 日

宛
東京都知事

通知書

年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金については、下記の理由により承認しないことと決定したので通知します。

記

別記第8号様式（第16関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者職・氏名 印

実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金精算額調書 (別紙1)
- 2 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金精算額内訳書 (別紙2)
- 3 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業実績報告書 (別紙3)
- 4 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業収支決算書 (別紙4)

別記第9号様式（第17関係）

番 号

住所

法人名

年 月 日付 第 号で交付決定した令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金については、年 月 日付 第 号で提出された実績報告書を審査した結果、事業の成果が、当該補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定する。

年 月 日

東京都知事

記

補助金交付確定額

金 円

別記第10号様式（第18関係）

番号
年月日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者職・氏名
電話番号

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金精算書

年月日付 第号で交付決定を受けた令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

- 1 概算受領額
金 円
2 精算額
金 円
3 差引額
金 円
4 差引額の納付
別添納入通知書兼領収書（写し）のとおり

事務担当者所属
職・氏名
電話番号

別記第11号様式（第27関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者職・氏名 印

令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定があった令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金に係る標記については、令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付要綱第27の規定に基づき、下記により報告する。

1 補助金交付確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

誓 約 書

東京都知事 殿

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第20の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第21の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　月　日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別紙1

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金所要額調書

(単位:円)

総事業費 A	寄付金その他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	都補助 所要(申請)額 F

(記入上の注意)

- (1) A欄には、事業の実施に要する全ての経費を記入すること。
- (2) D欄には、別紙2の対象経費支出予定額の合計額を記入すること。
- (3) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙2 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金所要額内訳書

		単位:円							
費目		内訳	数量 / 単位	数量 / 単位	数量 / 単位	単価	金額	備考	
給与・手当									
							給与・手当合計	0	
報酬									
							報酬合計	0	
賃金									
							賃金合計	0	
共済費									
							共済費合計	0	
諸謝金									
							諸謝金合計	0	
旅費									
							旅費合計	0	
対象経費支出予定額(A)	需用費	消耗品費							
							消耗品費合計	0	
	燃料費								
							燃料費合計	0	
	印刷製本費								
							印刷製本費合計	0	
	役務費	通信運搬費							
		手数料							
							手数料合計	0	
		保険料							
							保険料合計	0	
会議費									
							会議費合計	0	
使用料及び賃借料									
							使用料及び賃借料合計	0	
委託費									
							委託費合計	0	
備品購入費									
							備品購入費合計	0	
補助金等									
							補助金等合計	0	
支出予定額合計(A)								0	
収入(B)	事業収入								
	寄付金								
	その他								
収入予定額合計(B)								0	
差引額 (A-B) = (C)								0	

※ 色つきのセルには計算式が設定されていますの入力しないでください。
 構が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
 備品購入費については別途理由書を添付すること。

令和6年度 障害者芸術活動基盤整備事業 実施計画書

※美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な芸術文化活動に対する取組を踏まえて記載すること。

※他団体の協力を得て実施する場合は、団体の概要、役割分担を詳細に記載すること。

団体名称			代表者	
所在地				
事業担当者				
連絡先		メールアドレス		
支援分野	1. 美術 2. 音楽 3. 演劇 4. 舞踊 5. その他 ()			
	※対応可能な分野に○を記入すること（複数選択可） ※5を選択した場合には、具体的な支援分野を記入すること			

<事業概要・成果目標>

<p>現状と課題</p> <p>※支援分野の現状と課題について記入すること</p>	
<p>事業の概要、事業実施により得られる成果</p> <p>※できる限り具体的に記入すること</p>	

<事業計画>

※体制図、事業イメージ図等がある場合は添付すること

事業内容及び手法

①支援センターの体制図 ※相談窓口の体制(人数や勤務体制等)および、外部のアドバイザーや連携機関なども含め、美術、音楽、演劇、舞踊など各支援分野の取り組みについて、どのようなネットワークを活用し、どのような体制で取り組むのか、体制図を記入すること	
②人材育成のための研修計画 ※研修内容、回数、研修方法、講師(予定)等についても記入すること ※どのような人材が育成され、これらの人材がどのような効果や成果をもたらすことを期待しているか記入すること	
③関係者のネットワークづくり ※ネットワーク構築方法、ネットワークを活用した具体的な取組についても記入すること	
④発表の機会の確保 ※発表機会の概要、どんな資源や人材を活用し、どのように発表の機会を確保するのか、この機会により期待する成果は何かといった点を含めて記入すること (図、表や画像の添付も可)	

<p>⑤情報収集・発信</p> <p>※調査方法、情報発信の方法、情報発信により期待される効果を記入すること</p>	
<p>⑥広域センター、連携事務局との連携・協力</p> <p>※広域センター、連携事務局と連携・協力して実施する事業の内容について記入すること</p>	
<p>⑦障害者芸術・文化祭等との連携</p> <p>※全国障害者芸術・文化祭やサテライト開催との連携について記入すること</p>	
<p>⑧文化プログラムについて</p> <p>※東京2020参画プログラム、beyond2020への申請予定などについて記入すること</p>	
<p>⑨障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等について</p> <p>※地域住民への芸術文化活動への関心やより一層の参加を促し、地域における芸術文化活動の推進に関する計画づくりに向けた芸術文化活動の機運醸成を図るための取組について記入すること</p>	
<p>⑩本事業に関わる第三者評価について</p> <p>※取り組む事業についての第三者評価(利用者の満足度や事業の効果など、事業実施当事者以外のものによる評価)をどのように実施するか記入すること</p>	
<p>⑪その他</p>	

職員の体制

※事業全体の職員体制について記入すること

※組織図があれば添付すること

年間スケジュール(研修や展示会等の予定を記載)※下記の記入例参照

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人材育成	研修					研修			研修		研修	
発表等の機会の確保	企画会議			企画会議				準備	ワークショップ	企画展	ワークショップ	発表
調査	会議			質問票作成		アンケート調査				ヒアリング調査		報告書完成
その他	ネットワーク会議					ネットワーク会議			ネットワーク会議		ネットワーク会議	

<事業実績> ※パンフレット等、別紙資料がある場合は添付すること。

直近過去3年間の実績等 (活動内容)	
① 本事業に類するこれまでの取組と成果 ※相談支援内容 ※人材育成内容 ※地域のネットワーク構築例 (関連団体等と連携した取組事例や情報共有体制、美術関係者、学術関係者等との協力事例など) ※その他の取組と成果	
② 情報収集・発信事業に 関連するこれまでの取組と 成果	
③ その他の障害者芸術文化活動支援の取組と成果	

別紙4

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業收支予算書

区分	経費項目	金額	備考
収入			
	合計		
支出			
	合計		

別紙1

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金精算額調書

(単位:円)

総事業費 A	寄付金その他の収入 B	差引額 (A-B=)C	対象経費実支出額 D	基準額 E	都補助基本額 F	都補助所要額 (F=)G	都補助交付決定額 H	都補助受入額 (H=)I	差引超過額 (I-G=)J

(記入上の注意)

- (1) A欄には、事業の実施に要する全ての経費を記入すること。
- (2) D欄には、別紙2の対象経費実支出額の合計額を記入すること。
- (3) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙2 令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金精算額内訳書

単位:円

費目		内訳	数量 / 単位	数量 / 単位	数量 / 単位	単価	金額	備考
対象経費支出済額(A)	給与・手当							
						給与・手当合計	0	
	報酬							
						報酬合計	0	
	賃金							
						賃金合計	0	
	共済費							
						共済費合計	0	
	諸謝金							
						諸謝金合計	0	
	旅費							
						旅費合計	0	
	需用費	消耗品費						
						消耗品費合計	0	
	燃料費							
						燃料費合計	0	
	印刷製本費							
						印刷製本費合計	0	
	役務費	通信運搬費						
						通信運搬費合計	0	
	手数料							
						手数料合計	0	
	保険料							
						保険料合計	0	
	会議費							
						会議費合計	0	
	使用料及び賃借料							
						使用料及び賃借料合計	0	
	委託費							
						委託費合計	0	
	備品購入費							
						備品購入費合計	0	
	補助金等							
						補助金等合計	0	
	支出済額合計(A)							0
	事業収入							
	寄付金							
	その他							
	収入済額合計(B)						0	
	差引額 (A-B) = (C)						0	

※ 色つきのセルには計算式が設定されていますの入力しないでください。
 構が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
 備品購入費については別途理由書を添付すること。

令和6年度 障害者芸術活動基盤整備事業 実績報告書

※美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な芸術文化活動に対する取組を踏まえて記載すること。
※他団体の協力を得て実施した場合は、団体の概要、役割分担を詳細に記載すること。

団体名称			代表者	
所在地				
事業担当者				
連絡先		メールアドレス		
支援分野	1. 美術 2. 音楽 3. 演劇 4. 舞踊 5. その他 () ※対応可能な分野に○を記入すること（複数選択可） ※5を選択した場合には、具体的な支援分野を記入すること			

<事業概要・成果報告>

<p>事業の達成目標</p> <p>※事業当初に掲げた達成目標(期待する効果、めざす成果)について記入すること</p>	
<p>本事業により得られた成果 および今後の成果の活用方法</p> <p>※当初の達成目標(期待する効果、めざす成果)に対してどのような成果があったか、また残った課題があれば記入すること</p> <p>※今後の成果の活用方法についてできる限り具体的に記入すること</p>	

<事業実績>

※体制図、事業イメージ図等がある場合は添付すること

事業内容及び手法	
①支援センターの体制図 ※相談件数や相談窓口の体制(人数や勤務体制等)および、外部のアドバイザーや連携機関なども含め、美術、音楽、演劇、舞踊など各支援分野の取り組みについて、どのようなネットワークを活用し、どのような体制で実施したのか、本事業を通じて新たなネットワークが生まれたのか記入すること	【相談件数】美術　　件、音楽　　件、演劇　　件、舞踊　　件、その他　　件 ※相談件数内訳も記載すること。その際、別添「(参考) 相談実績」シートを参考にしても良い。
②人材育成のための研修計画 ※研修内容、回数、研修方法、講師、参加者数(関係者を除く)等の実績について記入すること ※どのような人材が育成され、これらの人材がどのような効果や成果をもたらしたか記入すること	
③関係者のネットワークづくり ※ネットワーク構築方法、ネットワークを活用した具体的な取組実績について、できる限り具体的に記入すること	
④発表の機会の確保 ※分野ごとに機会確保を行った場合は、それぞれについて記入すること ※発表機会の概要、ブロック内のどんな資源や人材を活用し、どのように発表の機会を確保したのか、この機会によりどのような成果があったのかといった点を含めて記入すること(図、表や画像の添付も可)	

<p>⑤情報収集・発信</p> <p>※情報発信をどのように行い、その効果や成果がどのようにあったか、記入すること</p>	
<p>⑥広域センター、連携事務局との連携・協力</p> <p>※広域センター、連携事務局と連携・協力して実施した事業の内容について記入すること</p>	
<p>⑦障害者芸術・文化祭等との連携</p> <p>※全国障害者芸術・文化祭やサテライト開催と連携した実績について記入すること</p>	
<p>⑧文化プログラムについて</p> <p>※東京2020参画プログラム、beyond2020への申請内容、取組実績などについて記入すること</p>	
<p>⑨障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等について</p> <p>※地域住民への芸術文化活動への関心やより一層の参加を促し、地域における芸術文化活動の推進に関する計画づくりに向けた芸術文化活動の機運醸成を図るために行ったことについて記入すること</p>	

⑩本事業に関する第三者評価について	※取り組んだ事業についての第三者評価(利用者の満足度や事業の効果など、事業実施当事者以外のものによる評価)をどのように行い、どんな評価が得られたのか記入すること
⑪その他	

年間スケジュール(研修や展示会等の実績を記載)※下記の記入例参照

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人材育成	研修					研修			研修		研修	
発表の機会の確保	企画会議			企画会議			準備	ワークショップ	企画展	ワークショップ	発表	
調査	会議			質問票作成		アンケート調査			→	ヒアリング調査		報告書完成
その他	ネットワーク会議					ネットワーク会議			ネットワーク会議		ネットワーク会議	

(参考)相談実績

	作者・家族	福祉事業所	支援学校	自治体	展示施設	企業・市民	大学・研究機関	報道	その他	合計
創作環境に関する相談										
発表の機会に関する相談										
権利保護に関する相談										
取材に関する相談										
その他										
合計										

※「令和元年度 障害者芸術文化活動普及支援事業 第2回全国連絡会議」の資料を参考に作成

別紙4

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業収支決算書

区分	経費項目	金額	備考
収入			
	合計		
支出			
	合計		

令和6年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付要綱

5福祉障企第1135号

令和6年2月16日

(目的)

第1 この要綱は、障害者芸術活動基盤整備事業実施要綱（平成30年4月25日付30福
保障計第206号。以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉法人その他の法人格を
もつ団体が実施する障害者芸術活動基盤整備事業に対し、予算の範囲内において、その事
業に要する経費の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に
に基づき、社会福祉法人その他の法人格を持つ団体（以下「実施団体」という。）が行う事業
とする。

なお、次に掲げる団体に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象とはしな
い。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」と
いう。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに
暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をい
う。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第3 この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち別表に定めるものとす
る。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と、対象経費の実支出額と総事業費
から寄附金その他の収入を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記
第2号様式）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うも
のとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第6 知事は、第5の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すると決
定したときは、補助金交付決定書（別記第3号様式）により、通知する。

- 2 知事は、必要と認めた場合には、実施団体が第2（1）又は（2）に規定する団体である
か否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 3 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助
金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をす
ることができる。

4 この補助金は、交付決定後、実施団体からの請求に基づき、概算払により支払う。

(申請の撤回)

第7 実施団体は、第6の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8 この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事はこの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 前項により知事が、補助金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

(補助金の請求)

第9 実施団体は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第10 実施団体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。ただし、（1）に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第11 実施団体は、第10の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第12 知事は、第11の申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第6号様式）を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書（別記第7号様式）によりその旨通知する。

(状況報告)

第13 知事は、必要があると認めるときは、実施団体に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、実施団体は、その理由、遂行の見通し等を書面により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 14 知事は、第 13 の規定による報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、実施団体に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 実施団体が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第 15 補助事業は、令和 7 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

(実績報告等)

第 16 実施団体は、補助事業終了後速やかに実績報告書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めたときは、別に定めるところにより報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 17 知事は、第 16 の規定による実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第 9 号様式）により、実施団体に対し通知する。

(精算書の提出)

第 18 実施団体は、第 17 の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 19 知事は、第 18 の規定による審査、必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、実施団体に対し、当該補助事業につき、是正のための措置を探るべきことを命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 20 知事は、補助金の交付決定を受けた実施団体が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 実施団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 17 の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第 21 知事は、第 20 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 17 により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 22 実施団体は、第 20 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 23 実施団体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 24 第 22 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、実施団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第 23 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 25 実施団体が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 26 実施団体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第27 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第28 実施団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(その他)

第29 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるものほか、補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

補助基準額	対象経費
<p>ア 対象分野全般の支援を行う場合 1団体当たり 9,000千円</p> <p>イ 対象分野のいずれかに対する支援を重点的に行う場合 1団体当たり 最大4,500千円 (2団体まで)</p>	障害者芸術活動基盤整備事業を実施するためには必要な経費のうち、事務費及び事業費